

30ス庁第116号
平成30年5月17日

一般社団法人日本体育学会 殿

スポーツ庁次長
今 里 譲



平成30年度「スポーツによる地域活性化推進
事業（運動・スポーツ習慣化促進事業）」の
追加募集について（通知）

標記のことについて、別添のとおり、「地方スポーツ振興費補助金交付要綱」等に基づき、募集を実施することとしました。本事業は運動・スポーツによる健康増進を推進するため、地方自治体（スポーツ主管部局、健康主管部局等）が申請主体となり、大学や産業界等と連携して取り組んでいただく事業です。貴学会の会員の皆様におかれましては、地域と連携し、様々な取組や研究等を行われていることと存じます。

つきましては、貴学会の会員の皆様に御周知いただくとともに、自治体と連携し、本事業へ御協力いただきますようお願いいたします。

記

○添付書類

- ・ 都道府県知事、教育委員会教育長宛ての通知
- ・ 地方スポーツ振興費補助金交付要綱
- ・ 事業計画書（運動・スポーツ習慣化促進事業）
- ・ 平成30年度「スポーツによる地域活性化推進事業」概要
- ・ 平成30年度「スポーツによる地域活性化推進事業」スケジュール
- ・ 平成30年度「スポーツによる地域活性化推進事業」の留意事項・記載事項

（提出先及び問合せ先）

スポーツ庁健康スポーツ課健康・体力づくり係
TEL：03-6734-2998（直通）FAX：03-6734-3792
E-mail:kensport@mext.go.jp
住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

地方スポーツ振興費補助金交付要綱

昭和 6 0 年 4 月 5 日
文 部 大 臣 裁 定
最終改正 平成 3 0 年 1 月 3 0 日

(通則)

第 1 条 地方スポーツ振興費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）の規定に基づき、地方公共団体が行うスポーツを振興するための事業に要する経費の一部を国が補助し、もって我が国のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(交付の対象及び補助金の額)

第 3 条 スポーツ庁長官（以下「長官」という。）は、別記 1 から別記 4 までに掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として長官が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）、補助対象経費及び補助金の額は、別記 1 から別記 4 までに掲げる補助実施要領の定めるところによる。

(申請手続)

第 4 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式 1 による交付申請書を長官に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第 5 条 長官は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式 2 による交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書がスポーツ庁に到達してから 3 0 日とする。

(申請の取下げ)

第 6 条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに附した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 14 日以内にその旨を記載した書面を長官に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第 7 条 補助事業者は、補助対象経費の額を変更しようとするとき又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式 3 による計画変更承認申請書を長官に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、各事業ごとの補助金の額に影響を及ぼさない範囲内で、各事業ごとの補助対象経費の 20% 以内の額によって経費の配分を変更する場合についてはこの限りではない。

2 長官は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第 8 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、様式 4 による中止（廃止）承認申請書を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第 9 条 補助事業は、毎年度当該年度末までに完了しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式 5 による遅延報告書を長官に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について長官の要求があったときは、速やかに様式 6 による状況報告書を長官に提出しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式 7 による実績報告書を長官に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について長官の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

(補助金の額の確定等)

第12条 長官は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式8による額の確定通知書を補助事業者に送付する。

2 長官が補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、長官はその超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を決定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 長官は、第8条による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第5条による交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく長官の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他の不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 長官は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 長官は、第1項の(1)から(3)までの理由により交付の決定を取り消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第16条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等（以下「処分制限財産」という。）並びに同第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、文部科学大臣が別に定める。

2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ長官の承認を得なければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、補助事業の収入額及び支出額を記載し補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式9による調書を作成しておかなければならない。

(経過措置)

第19条 この要綱は、平成26年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成25年度以前に係る補助金については、なお従前の例による。

附則（改正 平成27年2月27日）

第1条 この要綱は、平成27年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成26年度以前に係る補助金については、なお従前の例による。

附則（改正 平成27年10月1日）

この要綱は、平成27年10月1日から実施する。

附則（改正 平成29年2月20日）

第1条 この要綱は、平成29年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成

28年度以前に係る補助金については、なお従前の例による。

附則（改正 平成30年1月30日）

第1条 この要綱は、平成30年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成29年度以前に係る補助金については、なお従前の例による。

様式 1

番 号
平成 年 月 日

スポーツ庁長官 殿

補助事業者代表者の職・氏名（記名押印又は署名）

平成 年度地方スポーツ振興費補助金交付申請書

平成 年度地方スポーツ振興費補助金として、下記金額を交付して下さるよう別紙関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 円

（経費の配分表）

事業名	補助事業に要する経費（総経費）	補助対象経費	補助金の額
1. 中学校・高等学校スポーツ活動振興事業	円	円	円
2. 国民体育大会開催事業			
3. 全国障害者スポーツ大会開催事業			
4. スポーツによる地域活性化推進事業			
計			

（注）「補助金の額」は、千円未満を切捨てとする。

添付書類

（1）事業計画書

（2）議決予算書の写

（注）議決されていないときは、近く議決される旨の確約書（この場合は、議決あり次第歳出予算書の写に議決証明を付して後送のこと。）

様式 2

番 号

平成 年度地方スポーツ振興費補助金交付決定通知書

補助事業者名

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度地方スポーツ振興費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

平成 年 月 日

スポーツ庁長官

印

記

1. この補助金の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度地方スポーツ振興費補助金交付申請書記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容の変更により補助事業に要する経費及び補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

(内訳)

事業名	補助事業に要する経費(総経費)	補助対象経費	補助金の額
1. 中学校・高等学校スポーツ活動振興事業	円	円	円
2. 国民体育大会開催事業			
3. 全国障害者スポーツ大会開催事業			
4. スポーツによる地域活性化推進事業			

- 補助金の確定額は「別表」のとおりとする。
- 補助事業者は、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び地方スポーツ振興費補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。
- 補助事業の終了に当たり、補助事業により得た収入の額が補助事業に要した経費の額を超過した場合は、その差額（補助金の額を限度とする。）を国に納付させることがある。

「別表」

事業名	確定額
1. 中学校・高等学校スポーツ活動振興事業	補助対象経費の実支出額と補助金の額とのいずれか低い額とする。
2. 国民体育大会開催事業	〃
3. 全国障害者スポーツ大会開催事業	〃
4. スポーツによる地域活性化推進事業	〃

番 号
平成 年 月 日

スポーツ庁長官 殿

補助事業者代表者の職・氏名（記名押印又は署名）

平成 年度地方スポーツ振興費補助金に係る
補助事業計画変更承認申請書

このことについて下記理由により、補助事業の内容を変更したいので承認願いたく申請します。

記

1. 理 由

2. 変更後の事業費

- | | | |
|--------------|---|---|
| (1) 当初交付決定額 | 金 | 円 |
| (2) 変更後交付申請額 | 金 | 円 |
| (3) 今回変更額 | 金 | 円 |

(経費の配分表)

事業名	補助事業に要する経費		補助対象経費		補助金の額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
1. 中学校・高等学校スポーツ活動振興事業						
2. 国民体育大会開催事業						
3. 全国障害者スポーツ大会開催事業						
4. スポーツによる地域活性化推進事業						
計						

(注1) 「補助金の額」は、千円未満を切捨てとする。

(注2) 変更後の事業計画書を添付すること。

様式 4

番 号
平成 年 月 日

スポーツ庁長官 殿

補助事業者代表者の職・氏名（記名押印又は署名）

平成 年度地方スポーツ振興費補助金に係る
補助事業中止（廃止）承認申請書

このことについて下記理由により、補助事業を中止（廃止）したいので承認願いたく申請します。

記

理 由

様式 5

番 号
平成 年 月 日

スポーツ庁長官 殿

補助事業者代表者の職・氏名（記名押印又は署名）

平成 年度地方スポーツ振興費補助金に係る
補助事業遅延報告書

このことについて下記理由により、補助事業が遅延し補助事業の遂行が困難となりましたので報告します。

記

理 由

様式 6

番 号
平成 年 月 日

スポーツ庁長官 殿

補助事業者代表者の職・氏名（記名押印又は署名）

平成 年度地方スポーツ振興費補助金に係る
補助事業状況報告書

このことについて下記のとおり報告します。

記

事業実施率		事業者支出率			備考
[着手] 平成 年 月 日	現在まで の進捗率	総事業費 A	現在まで の支出額 B	B/A	
[終了予定] 平成 年 月 日	%	円	円	%	

スポーツ庁長官 殿

補助事業者代表者の職・氏名（記名押印又は署名）

平成 年度地方スポーツ振興費補助金実績報告書

このことについて事業が終了したので、別紙関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

(収 入)

事業名	補助事業に要した経費			
	補助金の額	補助事業者負担額	その他	計
1. 中学校・高等学校スポーツ活動振興事業				
2. 国民体育大会開催事業				
3. 全国障害者スポーツ大会開催事業				
4. スポーツによる地域活性化推進事業				
計				

(注) 「補助金の額」は、千円未満を切捨てとする。

(支 出)

事業名	補助事業に要した経費		
	補助対象経費	補助対象外経費	計
1. 中学校・高等学校スポーツ活動振興事業			
2. 国民体育大会開催事業			
3. 全国障害者スポーツ大会開催事業			
4. スポーツによる地域活性化推進事業			
計			

添付書類 別紙

様式 8

番 号

平成 年度地方スポーツ振興費補助金の額の確定通知書

補助事業者名

平成 年度地方スポーツ振興費補助金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条の規定に基づき、下記のとおり確定する。

平成 年 月 日

スポーツ庁長官

印

記

確 定 額 金 円

様式 9

平成 年度 地方スポーツ振興費補助金調書

スポーツ庁所管

(補助事業者名)

歳出予算科目 (組織) スポーツ庁 (項) スポーツ振興費 (目) 地方スポーツ振興費補助金 (事業者名)	交付決定額		補助率		地方公共団体						備考
	円				歳入			歳出			
	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	支出 済額	対課税 相当額	翌年度 繰越額	対課税 相当額		
		円	円		円	円	円	円	円	円	

記入要領

1. 地方公共団体の科目は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
2. 予算現額は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、流用増△減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 備考は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別記 1

中学校・高等学校スポーツ活動振興事業補助実施要領

1. 目的

全国中学校体育大会及び全国高等学校総合体育大会の運営に要する経費のうち、開催地の都道府県において要する経費の一部を国が補助し、もって中学校及び高等学校のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

2. 補助対象事業

(1) 全国中学校体育大会開催事業

(2) 全国高等学校総合体育大会開催事業

(上記(1)、(2)の大会において、補助金交付の対象とする種目は、スポーツ庁長官が認めたものとし、1種目1回とする。種目ごとの開催時期は異なっても差し支えない。)

3. 補助対象事業者

都道府県

4. 補助対象経費

諸謝金(競技役員等の謝金に限る。)、旅費(選手旅費は除く。)、褒賞費、消耗品費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費

5. 補助金の額

定 額 (ただし、2に掲げる事業ごとに都道府県負担金と同額以内で、補助事業の総事業費から都道府県負担金及びその他の収入を差し引いた残額を補助限度とする。)

別記 2

国民体育大会開催事業補助実施要領

1. 目的

国民体育大会の運営に要する経費のうち、開催地の都道府県において要する経費の一部を国が補助し、もって我が国のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

2. 補助対象事業

国民体育大会開催事業（本大会，冬季大会）

3. 補助対象事業者

都道府県

4. 補助対象経費

式典及び競技運営に直接必要な経費

5. 補助金の額

定 額

別記 3

全国障害者スポーツ大会開催事業補助実施要領

1. 目的

全国障害者スポーツ大会の運営に要する経費のうち、開催地の都道府県において要する経費の一部を国が補助し、もって我が国の障害者スポーツの振興に寄与することを目的とする。

2. 補助対象事業

全国障害者スポーツ大会開催事業

3. 補助対象事業者

都道府県

4. 補助対象経費

式典及び競技運営に直接必要な経費

5. 補助金の額

定 額

別記4

スポーツによる地域活性化推進事業補助実施要領

1. 目的

地方自治体が実施するスポーツを通じた健康増進及びスポーツを観光資源とした地域活性化の取組等に要する経費の一部を国が補助し、もってスポーツによる地域活性化を推進することを目的とする。

2. 補助対象事業

(1) 運動・スポーツ習慣化促進事業

域内のスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能とするために行う、行政内、民間企業、スポーツ団体等から構成する実行委員会等の開催及び運動・スポーツへの興味・関心を継続させる取組

(2) スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業

地域スポーツコミッションの活動を通じたスポーツ合宿・キャンプ誘致、スポーツアクティビティ創出等によるまちづくり・地域活性化の取組

3. 補助対象事業者

(1) 運動・スポーツ習慣化促進事業

都道府県及び市町村（特別区を含む。）

(2) スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業

都道府県及び市町村（特別区を含む。）

4. 補助対象経費

(1) 運動・スポーツ習慣化促進事業

諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、雑役務費、会議費

(2) スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業

諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、雑役務費、会議費、賃金

5. 補助金の額

定 額

運動・スポーツ習慣化促進事業

(前年度予算額：80,000千円)
30年度予算額：180,000千円

事業趣旨・目的

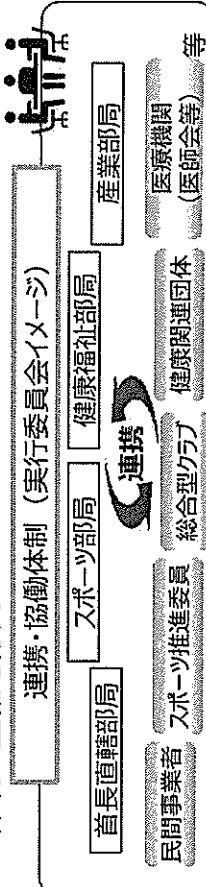
多くの国民に対して、スポーツを通じた健康増進を推進するためには、地域においてスポーツに関する行動と健康に関する行動に効果的にアクセスすることができる環境の整備を行う必要がある。
運動・スポーツに無関心な層も含め、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るため、スポーツ部局や健康福祉部局等と域内の関係団体が一体となって行う、スポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。このことを通じて、多くの地域住民のスポーツへの参加を促進し、健康で活力ある長寿社会の実現を目指す。

事業内容

地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能な取組とするため、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その活動の習慣化につながる取組を支援する。
具体的には、地域の実情に応じ、生活習慣病の予防・改善等に効果的なスポーツを通じた健康増進に資する以下の取組を支援する。

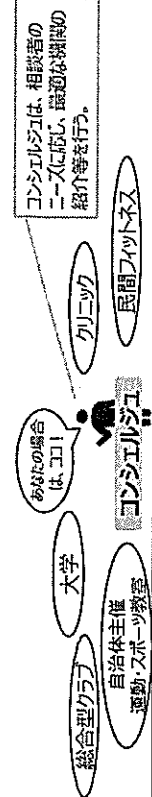
【共通事項】

- * 行政内（スポーツ部局、健康福祉部局等）や域内の関係団体（民間事業者、スポーツ団体、医療機関、健康関連団体等）が一体となり、効果的・効果的に取組を実施することができる連携・協働体制の整備を行う。



【+α】

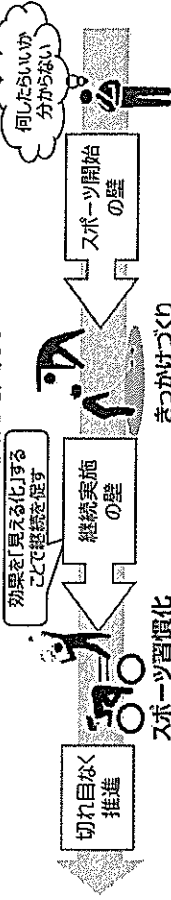
地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、スポーツや健康に関する情報やスポーツ実施場所等を伝える窓口をワンストップ化し、スポーツを通じた健康増進を推進する環境を整備するため、地域の関係団体が一体となり、連携・協働体制や窓口の在り方について検討及び実践を行う。



実施形態 都道府県・市町村に対する補助事業（定額）

【選択事項（以下の取組①又は②のいずれか一つを選択）】

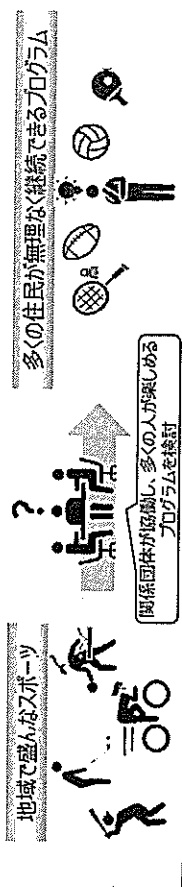
- ① **スポーツを通じた健康増進効果獲得のための定期的な運動・スポーツ実践**
スポーツを通じた健康増進を一層推進するため、スポーツの楽しさを伝えることはもとより、その効果を実感できるよう「見える化」が可能なプログラムを地域住民に提供することにより、運動・スポーツの習慣化を図る。



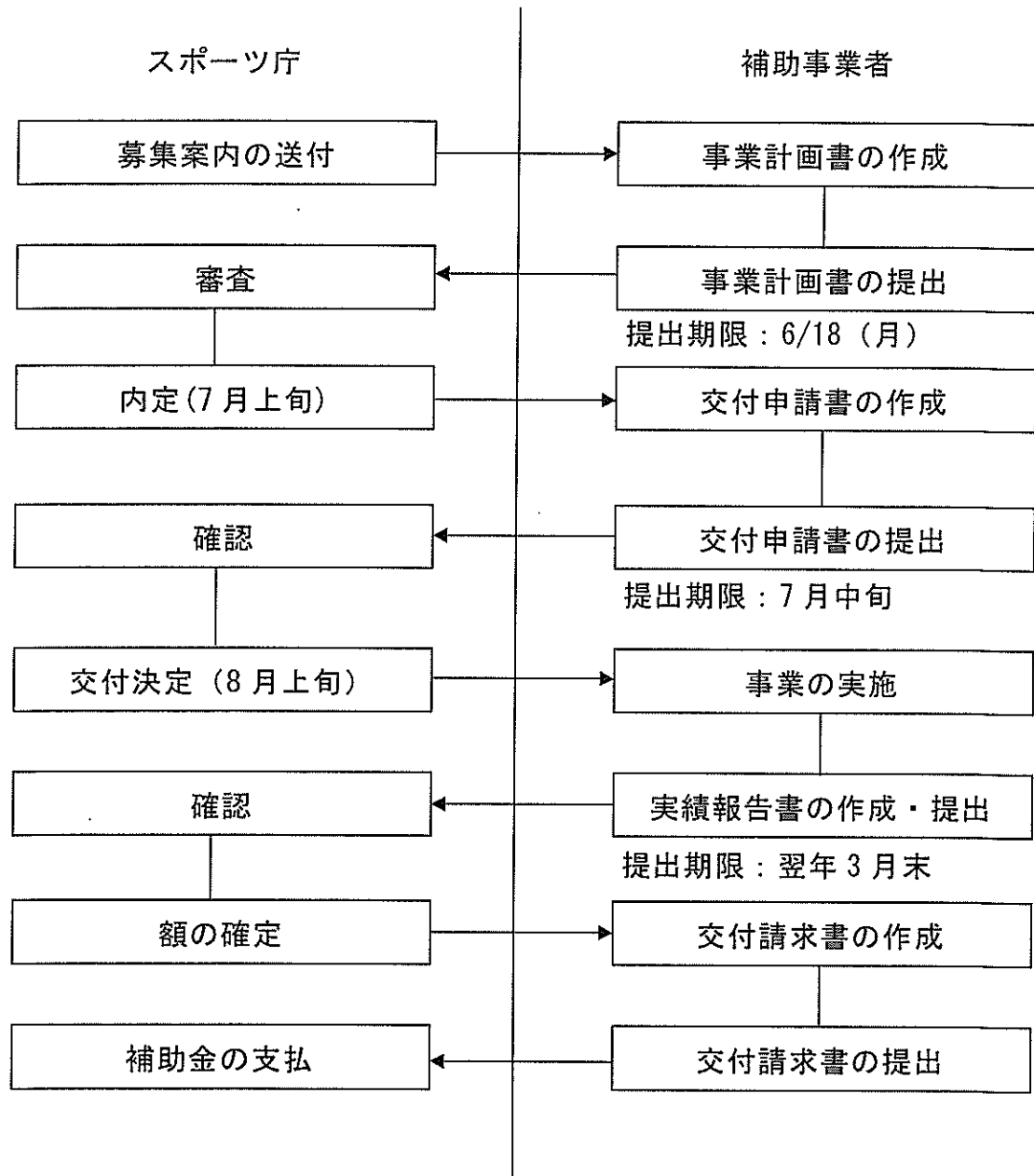
② 御当地一押しスポーツを活用したプログラムの検討・実践

スポーツ医・科学の知見に基づき、生活習慣病予防等につながるスポーツプログラム(※)の検討及び実践を行うことにより、地域住民の多様な健康状態やニーズに応じたスポーツに親しむ機会を創出する。

※プログラムは、スポーツの楽しさや喜びを実感し、愛着を持ち継続的に実施することができるよう「御当地スポーツ」(※)を活用する。(※)ニュースポーツ、ゆるスポーツ、ゆるスポーツ・レクリエーションなどを含む。



平成 30 (2018) 年度「スポーツによる地域活性化推進事業
 (運動・スポーツ習慣化促進事業)」
 事業スケジュール (イメージ)



※ 上記スケジュールは、応募件数や審査状況によって変更される場合もあります。

※ 本補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うこととなります。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払いをすることができます。

平成 30(2018)年度「スポーツによる地域活性化推進事業」 における留意事項・記載要領

1. 趣旨等

「スポーツによる地域活性化推進事業」は、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るためのスポーツを通じた健康増進に関する取組を行う「①運動・スポーツ習慣化促進事業」、地域スポーツコミッションの活動を通じたスポーツ合宿・キャンプの誘致、スポーツアクティビティの創出等により、まちづくり・地域活性化を図る「②スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業」の二つの事業から構成されています。

本資料では、「スポーツによる地域活性化推進事業」における事業計画の企画・立案及び経費の積算を行う際に留意していただきたい事項及び事業計画書の記載要領について説明します。

2. 事業の仕組み等

- (1) 事業実施に当たっては、地方自治体はもとより、住民代表・産業界・大学・金融機関・労働団体等が連携した上で、適切な成果目標を設定し、PDCAサイクルに基づいた分析が行える体制を構築してください。
- (2) 本事業は定額補助です。補助金額は申請件数に伴い予算の範囲内で決定されます。なお、補助対象経費等の詳細の定めについては、各事業の該当項目を御確認ください。
- (3) 補助対象事業者は、次のとおりです。
 - ①「運動・スポーツ習慣化促進事業」
都道府県、市町村（特別区を含む。）
 - ②「スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業」
都道府県、市町村（特別区を含む。）
- (4) 本事業のスケジュール等は別紙1のとおりです。
- (5) 本事業の実施期間は、交付決定日から当該年度の3月末までです。
- (6) 同一地方自治体が「運動・スポーツ習慣化促進事業」と「スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業」の二つの事業を申請することはできません。
- (7) 本事業の募集は、平成30年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、事業内容や規模等を変更する必要があることをあらかじめ御承知おきください。

3. 運動・スポーツ習慣化促進事業

(1) 事業の目的

本補助事業では、域内のスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能とするために行う、行政内、民間企業、スポーツ団体等から構成する実行委員会等を開催するとともに、運動・スポーツへの興味・関心を継続させる取組に対して、補助を行います。

(2) 事業の内容

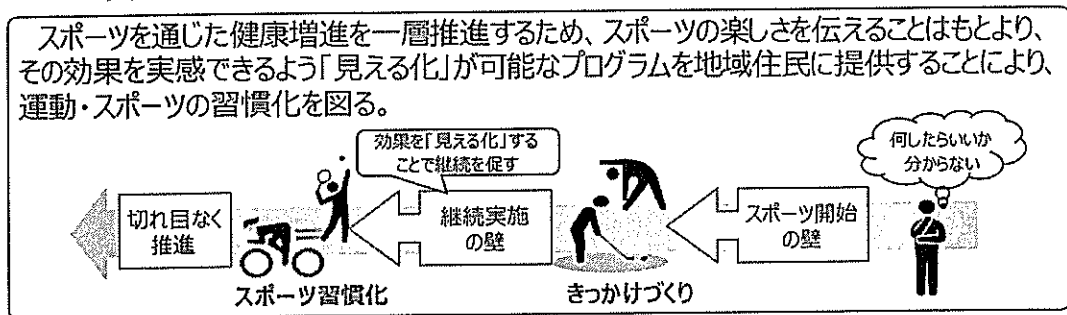
① 事業の企画・立案に当たっては、次の二つを必ず実施してください。

◆【体制整備】

行政内（スポーツ部局、健康福祉部局等）、民間企業、スポーツ団体、医療機関（医師会）、健康関連団体等から構成する実行委員会等を開催し、効率的・効果的に取組を実施することができる連携・協働体制の整備を行う。

◆【選択事項】 次のいずれか一つ以上を実施すること

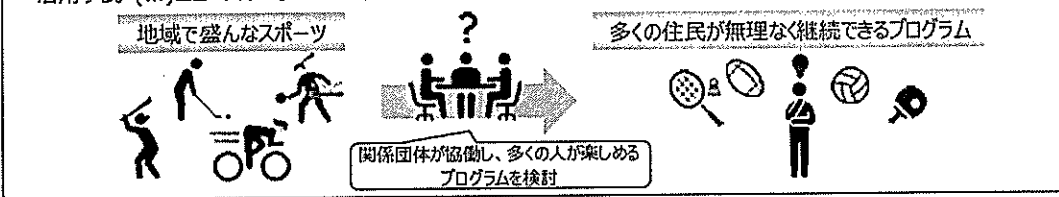
(A) スポーツを通じた健康増進効果獲得のための定期的な運動・スポーツ実践



(B) 御当地一押しスポーツを活用したプログラムの検討・実践

スポーツ医・科学の知見に基づき、生活習慣病予防等につながるスポーツプログラム(※)の検討及び実践を行うことにより、地域住民の多様な健康状態やニーズに応じたスポーツに親しむ機会を創出する。

※プログラムは、スポーツの楽しさや喜びを実感し、愛着を持ち継続的に実施することができるよう「御当地スポーツ」(※)を活用する。(※)ニュースポーツ、ゆるスポーツ、スポーツ・レクリエーションなどを含む。



また、次の「【+α】コンシェルジュ機能の整備」を実施する場合は、審査において加点します。

【+α】コンシェルジュ機能の整備

地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、スポーツや健康に関する情報やスポーツ実施場所等を伝える窓口をワンストップ化し、スポーツを通じた健康増進を推進する環境を整備するため、地域の関係団体が一体となり、連携・協働体制や窓口の在り方について検討及び実践を行う。



なお、年度末（2月下旬～3月上旬頃）に補助事業者が一堂に会した事業報告会を開催する予定としているため、事前に事業計画に組み込んでください。

- ② 事業の実施に当たっては、地方自治体内の首長直轄部局やスポーツ主管部局、健康福祉部局等が連携・協働しながら実施するとともに、事業がより効果的・効率的となるように民間企業、スポーツ団体（スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等）、医療機関（医師会等）、健康関連団体、商工会等の地域の関係団体との連携を必ず図ってください。
- ③ これまでに実施されてきた事業は補助対象とはなりません。
ただし、本補助事業の趣旨・目的を踏まえた内容にリニューアルする場合は、この限りではありません。
- ④ 事業は、原則として成人・高齢者（特に無関心層や女性）を対象とした内容としてください。
ただし、事業における取組に子供（幼児を含む）の参加を拒むものではありません。
- ⑤ 事業の実施に当たっては、本補助事業の全部を特定の企業や団体等に委託せず、実施主体である地方自治体の一元的な管理のもと、各団体と連携し、事業の企画・運営を行ってください。また、補助対象経費に著しい偏りがないようにしてください。

（3）補助要件等

- ① 事業の成果目標（定量的なもの）が設定され、それに対する評価・検証が適切になされる体制が整っていること。
- ② 本補助事業の趣旨を踏まえ、事業内容には、域内の体制整備及び選択事項の取組（「スポーツを通じた健康増進効果獲得のための定期的な運動・スポーツ実践」又は「御当地一押しスポーツを活用したプログラムの検討・実践」）の実施を含むこと。
- ③ 補助対象経費の上限は1,000万円とする。補助金の額は申請件数や審査結果に伴い予算の範囲内で決定されるため、上限額を下回る配分になる場合もありえる。
また、補助対象経費の下限は200万円とする。補助対象経費が200万円未満の事業については、補助対象としない。
- ④ 「補助金の額」は「補助事業に係る経費」（総事業費）の7割未満の額を目安とし、かつ上記③上限額以下の額とする。「補助事業に係る経費」（総事業費）の全額が国費とならないよう、国費以外の多様な財源（自治体負担等）を一定額確保すること。

（4）事業計画書の記載内容

- ① 「I 1. 自治体基本情報」
 - ・「成人の週1回以上のスポーツ実施率（目標値（%））」は、データを把握している場合は直近の結果を記載し、括弧内には各自治体において

定めている目標値を記載してください。なお、市町村において、地方スポーツ推進計画等を定めておらず、目標値が設定されていない場合は、都道府県の目標値を記載してください。

② 「I 2. 事業のねらい」

本補助事業で目指すべき目標を地方自治体の状況、特徴等を踏まえた上で可能な限り数値を用いて、詳細に記載してください。

③ 「I 5. (1) 成果目標」

本補助事業で目指すべき成果目標を地方自治体の状況、特徴等を踏まえた上で数値を用いて、詳細に記載してください。

なお、共通目標として、以下の四つは必ず設定し、成果を把握してください。

ア. これまで運動・スポーツを実施していなかった参加者が補助事業への参加を通して「新たに運動・スポーツを実施するようになった」と回答した者の割合の増加

イ. 「これからも運動・スポーツを続けたい」と回答した事業参加者の割合

ウ. 事業参加者の週1回以上のスポーツ実施率の向上（運動・スポーツの習慣化）

エ. 「スポーツを通じて健康になったと思う」と回答した事業参加者の割合

このほか、個別目標を設定してください。その際、運動・スポーツの習慣化が図られたことがわかる目標や関係組織・団体間の連携が図られたことがわかる目標を地域の実情に即して設定してください。

④ 「I 5. (2) 成果を評価するための具体的根拠と方法」

成果を評価するに当たっての体制（評価委員会等）や評価の方法（アンケート等の実施など）を記載してください。

⑤ 「I 6. (1) 実行委員会等の設置」

◆ 「①構成団体一覧」は、構成する行政内部局、関係組織・団体の役割等について記載してください。謝金・旅費の該当有無については、該当する場合、○印を記入してください。

◆ 「②会議における検討事項と実施予定」は、開催予定時期と検討予定事項について記載してください。

⑥ 「I 6. (3) 取組内容」

取組内容が複数ある場合は、全ての取組内容について記載してください。

「選択事項 No」には3. (2)①【選択事項】に記載がある(A)又は(B)のうち、主となる事項 No を記載してください。(A) (B)ともに取り組む場合においても、主となる事項をどちらか一つ選択してください。

⑦ 「I 6. (3) ③実施内容」

実施する内容を具体的に記載してください。例えば、「ニュースポーツを3種目実施」ではなく、「ニュースポーツを3種目（ラダーゲッター、クップ、ユニカール）実施」等、具体的な種目名や回数を示してください。

また、取組が複数ある場合は、事業全体における各取組の位置付けについても必ず記載してください。

⑧ 「Ⅰ 6. (3) ⑧実施体制」

当該取組に関する実施体制について記載してください。

行政内以外の組織・団体との連携体制、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員等の活用方法等のほか、それぞれの役割について記載してください。

⑨ 「Ⅰ 6. (3) ⑨本取組の新規性」

どのような点に新規性があるか、これまで実施してきた施策等を踏まえ、具体的に記載してください。

⑩ 「Ⅱ 1. 経費の配分表」

経費科目は改変しないでください。

「補助金の額」は申請（募集）時点においては、「申請額」となります。また、「補助金の額」は千円未満切捨てとしてください。

なお、本補助金は、地方スポーツ振興費補助金交付要綱第3条及び第4条、別記4「スポーツによる地域活性化推進事業補助実施要領」のとおり、地方自治体を実施するスポーツを通じた健康増進の取組等に要する経費の一部を国が補助し、もってスポーツによる地域活性化を推進することを目的としています。

事業は各地域の実情に即して計画を立て、申請いただきますが、補助金の額は、定額補助となっており、補助金の額は申請件数や審査等により予算の範囲内で決定します。決定額によって事業規模を縮小することがないように御留意ください。

なお、「補助金の額」は3.(3)④の記載にのっとり、計上してください。

⑪ 「Ⅱ 2. (1) 収入」

◆ 「1 国庫補助金」

「Ⅱ 1. 経費の配分表」の「補助金の額」と同額を記載してください。

◆ 「2 都道府県・市町村負担金」（自己財源）

「Ⅱ 1. 経費の配分表」の「補助事業に要する経費」から「1 国庫補助金」及び「3 その他」を差し引いた額を記載してください。

◆ 「3 その他」

参加料や協賛金等の外部収入を記載してください。

⑫ 「Ⅱ 2. (2) 支出」

積算内訳はエクセルファイル「(別添)補助経費_(2)支出」に詳細に記載してください。

⑬ 「Ⅲ 平成29年度事業の成果と継続申請の意義等(継続申請の場合は必須)」

平成29年度補助事業から継続して平成30年度補助事業への申請を希望する団体は、平成29年度補助事業の成果を記載し、新たに取り組む内容やその必要性、期待される効果等、平成29年度事業と平成30年度申請内容の相違点について事業計画書に必ず記載してください。

なお、平成29年度補助事業内容をそのまま継続することは認められませんので、必ず新たな視点等を組み込んで事業計画を立ててください。

(5) 補助対象経費

事業の実施に直接必要とする経費のみを計上してください。また、必ず事業計画との整合性をとってください（品名、個数等）。

なお、今後、交付申請書・実績報告書の提出に当たっては、経費（単価等）の根拠となる資料（内訳が分かる規程・見積書・請求書等の書類）が必要になりますので、あらかじめ御承知おきください。

参加者等に対するインセンティブ（ポイント原資や参加賞、割引券、お試し体験券等）に係る経費は補助対象とはなりません。

① 諸謝金

外部の者に依頼する事業実施の労務、会議出席、実技指導、単純労働、その他の労務（通訳等）に対して支払うものを補助対象とします（業者等との契約による場合は、雑役務費に計上してください。）。

単価等については各地方自治体の支給規程等により、妥当な単価を設定してください。過大な謝金単価の計上は認められない場合があります。

賃金は補助対象とはなりません。本補助事業において、雇入れを予定している場合は、雑役務費の補助対象外経費に計上してください。

② 旅費

原則として、各地方自治体の旅費規程等により算出してください。

航空機を使用する場合には、証拠書類として領収書及び搭乗券が必要になりますので、整理保存してください。

なお、3.（2）①のとおり、事業報告会をスポーツ庁にて開催予定としていますので、旅費を計上してください（上限2名）。

③ 消耗品費

各種事務用品、書籍類、その他事業の実施に直接必要とする消耗品を補助対象とします。備品の購入はできません。

④ 印刷製本費

案内用のチラシ・パンフレット、事業報告書等の印刷製本に係る経費を補助対象とします。

⑤ 通信運搬費

はがき・切手代、郵送料、宅配便等の料金、物品等梱包発送による運搬料等を補助対象とします。また、切手を購入する場合は、必要最小限の枚数とし受払簿等で適切に管理してください。なお、電話代、通信料（インターネット含む）は補助対象とはなりません。

⑥ 借料及び損料

会場借料、機械・物品・用具・器具・設備等の借料やリース料（見積書・請求書等には、使用期間（時間）、数量等を記載すること。）を補助対象とします。なお、インターネット接続に係るルーター等の借料やリース料は補助対象とはなりません。

⑦ 雑役務費

会場設営、アンケート調査等に係るデータ集計・入力等の役務の請負に係る経費を補助対象とします。また、対象経費の支出に係る銀行振込手数料、広告等掲載料（費用対効果を考慮し、過大な計上は補助対象とはなりません。）についても、雑役務費に計上してください。

取組の実施に当たって必要となるスポーツ指導者等の保険料は補助対象とします（参加者等は補助対象とはなりません。）。

また、特定の一者に大部分を請負等する場合は、その詳細の内容がわかる書類（仕様書、見積書等）の提出を求め場合があります。

なお、ホームページ、アプリ、システム等の開発に係る経費は補助対象とはなりません。

本補助事業において、臨時職員等の雇入れ（賃金）を予定している場合、雑役務費の補助対象外経費に計上してください。

⑧ 会議費

会議を開催する場合のお茶代・弁当代等（弁当代は、午前午後を通した3時間以上の場合、支給することが可能です。）を補助対象とします。なお、社会通念上常識的な範囲内とし、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの、酒類や茶菓子などは補助対象とはなりません。

また、団体等の内部構成員のみで行うものや、開催通知や議事録等を作成しない打合せ程度のもも補助対象とはなりません。

(6) 申請方法

申請を希望する者は、下記により事業計画書を提出してください。

①提出方法

- ・事業計画書（公印押印済み）を1部、配達状況が記録される送付方法（レターパック、書留、宅配便等）にて御提出ください。
- ・併せて、紙媒体で提出した事業計画書（公印押印済み）をPDF化したものを下記メールアドレス宛てに御提出ください。

※受信確認の返信メールが提出後1営業日以上たっても届かない場合、電話にて確認をお願いします。

②提出先

〔郵送〕〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

スポーツ庁健康スポーツ課健康・体力づくり係

※封筒に朱書きにて「運動・スポーツ習慣化促進事業申請書類在中」と記入すること。

〔電子メール〕 kensport@mext.go.jp

※件名「【自治体名】運動・スポーツ習慣化促進事業申請書の提出」と記入すること。

③提出期限

平成30年6月18日（月）必着

(7) 事業計画書の審査について

① 交付内定者の選定方法

客観性、公正性及び透明性を担保するため、スポーツ庁において外部有識者で構成する審査委員会を設置し、申請団体から提出された事業計画書について、書類審査を実施し、②評価方法及び③評価項目に基づき評価を行い、その評価得点及び委員会の意見を踏まえ、予算の範囲内で交付内定を行います。

ただし、評価点数の合計が20点以下は不採択とします。

② 評価方法

評価は、③評価項目について、以下の評価基準による5段階評価により行うものとし、各委員が各々評価した合計点数を平均したものを当該申請団体の評価得点とします。

<評価基準>

大変優れている＝5点、優れている＝4点、適当＝3点、
やや劣っている＝2点、劣っている＝1点

③ 評価項目

- 本補助事業の趣旨・目的に合致した事業で、補助効果が期待できる。
- 本補助事業の趣旨・目的に合致した適切な個別成果目標が設定されている。
- 取組内容が具体的に示され、事業のねらいや成果目標と整合性がとれている。
- 成果目標を適切に評価・検証できる体制が整っている。
- 域内のスポーツを通じた健康増進施策を推進するに当たり、実行委員会等が効率的・効果的に事業を実施する体制となっている。
- スポーツに興味・関心がない者を取り込むための工夫に新規性かつ具体性がある。
- 運動・スポーツを習慣化させるための工夫に新規性かつ具体性がある。
- 適切な経費計上となっている。
- 補助事業終了後の持続可能な事業実施のための検討がなされている。
- 【加点項目】 「【+α】コンシェルジュ機能の整備」も加えて実施する。

(8) 問合せ先

スポーツ庁健康スポーツ課健康・体力づくり係
電話 03-6734-2998 (直通)